

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…一
- 建築基準法による意見の聴取……………（都市整備局市街地建築部調整課）…一
- 土砂災害警戒区域等の解除（二件）……………（建設局河川部指導調整課）…二
- 土砂災害警戒区域の指定（二件）……………（同）…三

告示

●東京都告示第九百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和七年十月十六日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百三十八号線
- 三 事業施行期間 令和七年十月十六日から令和二十三年十月十六日まで

四 事業地

年三月三十一日まで
収用の部分
足立区扇三丁目、西新井本町四丁目及び興野二丁目各地内
使用の部分
なし

●東京都告示第九百七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第五項ただし書及び第六項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。
なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。
令和七年十月十六日

東京都市知事 小 池 百合子
一 公聴会を行う日時 令和七年十月二十四日（金曜日）午後二時から
二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十一階十一A会議室
三 書面の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当（東京都庁第二本庁舎三階）
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三（五三八八）三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

(一)

建築主住所氏名 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都
建築敷地 千代田区日比谷公園一番地の一部ほか
地域地区 第一種住居地域、準防火地域及び千代田区
等 駐車場整備地区
既存建築物の概要 申請の概要

工事種別及び用途 公衆便所及び休憩所 増築
敷地面積 約三五、三九五平方メートル 増減なし

建築面積 約一一四平方メートル 約二七一平方メートル

延べ面積 約一一三平方メートル 約一九四平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 鉄骨造ほか
高さ 地上二階 地上二階

高さ 四・九〇メートルほか 九・三五メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第五項ただし書

(二)

建築主住所氏名 中央区勝どき四丁目十三番六号
勝どき東地区市街地再開発組合

建築敷地 中央区勝どき二丁目千九百番地

地域地区 第二種住居地域、商業地域、防火地域、勝どき東地区地区計画及び第三種特別工業地区

申請の概要

工事種別及び用途 新築
共同住宅、自動車庫、自転車駐車場、物品販売業を営む店舗及び飲食店

敷地面積 約三、七八三平方メートル
建築面積 約二、一二七平方メートル
延べ面積 約五一、二三〇平方メートル
構造及び階数 鉄筋コンクリート造
地上二十九階地下一階
高さ 一〇二・四七メートル
適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

●東京都告示第九百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五百五号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び港区役所において縦覧に供する。
令和七年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
港区	六本木五丁目	103001-K089	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	三田一丁目	103001-K144		
		103001-K145		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
港区	六本木五丁目	103001-K089	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	三田一丁目	103001-K144			
		103001-K145			

●東京都告示第九百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五百六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び新宿区役所において縦覧に供する。
令和七年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
新宿区	新宿六丁目	104001-K033	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
新宿区	新宿六丁目	104001-K033	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第九百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び港区役所において縦覧に供する。

令和七年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
港区	六本木五丁目	103001-K089	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	三田一丁目	103001-K144		
		103001-K145		

●東京都告示第九百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び新宿区役所において縦覧に供する。

令和七年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

別 表
土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
新宿区	新宿六丁目	104001-K033	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

発行
東京都建設局
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

